

文教委員会議案説明資料

令和5年2月28日

件名	頁
(教育指導部)	
1 第28号議案	損害賠償請求に関する和解について…………… 2
(子ども家庭部)	
2 第27号議案	足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例 3
3 第29号議案	指定管理業務履行等請求調停に関する和解について…………… 5
4 第32号議案	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 8
5 第33号議案	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 17

(教 育 委 員 会)

第 2 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 2 8 日

件 名	損害賠償請求に関する和解について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>平成 2 3 年度の区立中学校部活動に起因する後遺障害に係る損害賠償請求について、相手方との合意に基づき和解するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、議案を提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 相手方 足立区在住者</p> <p>2 和解の概要</p> <p>(1) 区は、本件事故に係る和解金 1 0, 0 0 0, 0 0 0 円を支払う。</p> <p>(2) 区は原告が、部活動に起因する後遺障害を負った事実を認め、遺憾の意を表する。</p> <p>(3) 区は、「足立区立中学校に係る部活動の方針」の要旨を部活動指導者に遵守させ、保護者・生徒にも周知する等、再発防止に努める。</p> <p>3 経過概要</p> <p>(1) 平成 2 4 年 2 月 5 日 当時区立中学校 2 年生であった相手方が、部活動の練習試合に参加し、その翌日に腰痛を発症</p> <p>(2) 平成 2 5 年 4 月 相手方の保護者から、在籍時の部活動の状況等について区教委に照会が入り、平成 2 7 年 1 1 月まで断続的に照会継続</p> <p>(3) 平成 3 0 年 1 2 月 7 日 原告が区と独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴</p> <p>(4) 令和 4 年 1 1 月 2 8 日 裁判所が提示した和解案について、原告が承諾</p> <p>4 保険適用 特別区自治体賠償責任保険により、和解金は全額補填される。</p>
今後の方針	本件の議決が得られた際は、相手方と和解を成立させる。

第 2 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 2 8 日

件 名	足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例										
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課										
内 容	<p>1 概要</p> <p>(1) 区立千住保育園を民営化し、社会福祉法人太陽会が運営する私立保育所とするため、条例の一部を改正する。</p> <p>(2) 規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容（詳細は、P 4・新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 別表第 1 同千住保育園の項を削る。</p> <p>(2) 第 2 7 条の見出し中「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」を「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」に改め、同条中「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例」を「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例」に、「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」を「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」に改める。</p> <p>3 参考</p> <p>(1) 施設の概要 足立区立千住保育園（定員：125名） 所在地：千住元町16番9号</p> <p>(2) 経緯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">日付</th> <th style="text-align: center;">経過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 2 5 年 4 月 1 日～</td> <td>公設民営保育園として、社会福祉法人太陽会が運営（令和 5 年 3 月 3 1 日までの 1 0 年間）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3 年 1 2 月</td> <td>千住保育園を民営化することとし、土地は無償貸付（30年間）、建物・工作物・立木は無償譲渡を条件に運営事業者を募集 募集期間：令和 3 年 1 2 月 1 0 日～令和 4 年 1 月 1 9 日 応募事業者：4 者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年 3 月 1 6 日</td> <td>足立区子ども施設指定管理者等選定審査会を開催して、社会福祉法人太陽会（現運営事業者）を選定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年 4 月 1 日～</td> <td>事業者が変更となった場合、引継期間として 1 年間設けていたが、事業者の変更が生じなかったため引継実施の必要が生じず。</td> </tr> </tbody> </table>	日付	経過	平成 2 5 年 4 月 1 日～	公設民営保育園として、社会福祉法人太陽会が運営（令和 5 年 3 月 3 1 日までの 1 0 年間）	令和 3 年 1 2 月	千住保育園を民営化することとし、土地は無償貸付（30年間）、建物・工作物・立木は無償譲渡を条件に運営事業者を募集 募集期間：令和 3 年 1 2 月 1 0 日～令和 4 年 1 月 1 9 日 応募事業者：4 者	令和 4 年 3 月 1 6 日	足立区子ども施設指定管理者等選定審査会を開催して、社会福祉法人太陽会（現運営事業者）を選定	令和 4 年 4 月 1 日～	事業者が変更となった場合、引継期間として 1 年間設けていたが、事業者の変更が生じなかったため引継実施の必要が生じず。
日付	経過										
平成 2 5 年 4 月 1 日～	公設民営保育園として、社会福祉法人太陽会が運営（令和 5 年 3 月 3 1 日までの 1 0 年間）										
令和 3 年 1 2 月	千住保育園を民営化することとし、土地は無償貸付（30年間）、建物・工作物・立木は無償譲渡を条件に運営事業者を募集 募集期間：令和 3 年 1 2 月 1 0 日～令和 4 年 1 月 1 9 日 応募事業者：4 者										
令和 4 年 3 月 1 6 日	足立区子ども施設指定管理者等選定審査会を開催して、社会福祉法人太陽会（現運営事業者）を選定										
令和 4 年 4 月 1 日～	事業者が変更となった場合、引継期間として 1 年間設けていたが、事業者の変更が生じなかったため引継実施の必要が生じず。										
今後の方針	議決を得られた際には、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。										

足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後																
<p>第1条から第26条まで（省 略） （<u>足立区子ども施設指定管理者選定等審査会への諮問</u>）</p> <p>第27条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査及び指定管理者が行う管理の業務の評価に際しては、<u>足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例</u>（平成23年足立区条例第32号）第1条に規定する<u>足立区子ども施設指定管理者選定等審査会</u>に諮問するものとする。</p> <p>第28条から第34条まで（省 略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立本木保育園</td> <td>足立区本木東町18番17号</td> </tr> <tr> <td><u>同 千住保育園</u></td> <td><u>足立区千住元町16番9号</u></td> </tr> <tr> <td>同 五反野保育園</td> <td>足立区足立二丁目26番14号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（省略）</p>	名称	位置	足立区立本木保育園	足立区本木東町18番17号	<u>同 千住保育園</u>	<u>足立区千住元町16番9号</u>	同 五反野保育園	足立区足立二丁目26番14号	<p>第1条から第26条まで（省 略） （<u>足立区子ども施設指定管理者等選定審査会への諮問</u>）</p> <p>第27条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査及び指定管理者が行う管理の業務の評価に際しては、<u>足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例</u>（平成23年足立区条例第32号）第1条に規定する<u>足立区子ども施設指定管理者等選定審査会</u>に諮問するものとする。</p> <p>第28条から第34条まで（省 略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立本木保育園</td> <td>足立区本木東町18番17号</td> </tr> <tr> <td><u>（削除）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 五反野保育園</td> <td>足立区足立二丁目26番14号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（省略）</p>	名称	位置	足立区立本木保育園	足立区本木東町18番17号	<u>（削除）</u>		同 五反野保育園	足立区足立二丁目26番14号
名称	位置																
足立区立本木保育園	足立区本木東町18番17号																
<u>同 千住保育園</u>	<u>足立区千住元町16番9号</u>																
同 五反野保育園	足立区足立二丁目26番14号																
名称	位置																
足立区立本木保育園	足立区本木東町18番17号																
<u>（削除）</u>																	
同 五反野保育園	足立区足立二丁目26番14号																

第 2 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 2 8 日

件 名	指定管理業務履行等請求調停に関する和解について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>1 議案提出理由</p> <p>(1) 区と事業者は足立区立保育所の指定管理者に指定するに当たり、指定管理業務の内容や指定管理者の指定の取消事由等について定める「基本協定書」を締結している。</p> <p>(2) 足立区立保育所の管理運営経費については、区と事業者との間で「年度協定書」を毎年締結し、各年度の額や支払方法等の詳細を定め、これに基づき支払うこととなっている。</p> <p>(3) しかし、相手方は管理運営経費の執行残額を指定管理者の収益とすることを認める内容の年度協定書の締結を求めており、区と相手方との間では、令和 3 年度及び令和 4 年度の年度協定書の締結に至っていない。</p> <p>(4) そのため、区は、相手方に対し、令和 3 年度及び令和 4 年度の管理運営経費を支払うことができていない。</p> <p>(5) 区としては、速やかに年度協定書を締結したうえで管理運営経費を支払いたいと考えているが、前述の理由により相手方が年度協定書の締結に応じていない。</p> <p>(6) さらに、相手方は、区から令和 3 年度及び令和 4 年度の管理運営経費が支払われていないことを理由に、基本協定書に定める次期指定管理者への引継や業務評価シートの提出、新規入園希望者の受入れを拒否している。</p> <p>(7) このような状況を受けて、区は相手方に対し、管理運営経費の支払に必要な年度協定書の締結及び基本協定書に定める指定管理業務の適切な履行等を求めるため、令和 4 年 9 月 9 日付で専決処分を決定し、令和 4 年 9 月 1 4 日付で東京簡易裁判所への民事調停の申立てを行った。</p> <p>(8) 民事調停での協議の結果、和解内容がまとまったため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号に基づき議案を提出する。</p> <p>2 相手方 社会福祉法人じろう会 (埼玉県戸田市上戸田一丁目 2 3 番 8 号) 理事長 久芳 敬裕</p> <p>3 指定管理施設 足立区立新田さくら保育園</p>

	<p>4 和解の趣旨</p> <p>(1) 令和3年度分の足立区立新田さくら保育園の管理運営業務に係る経費について、合意書を締結し、次の金額及び未執行の補助金相当額を相手方に対し支払う。</p> <p style="padding-left: 40px;">金122,254,492円</p> <p>(2) 令和4年度分の足立区立新田さくら保育園の管理運営業務に係る経費について、年度協定書を締結し、概算払により支払う。</p> <p>(3) 相手方が保有する積立金について、返還義務がないことを確認する。</p> <p>(4) 相手方は積立金について、足立区立新田さくら保育園に限らず、足立区内における保育事業のために使用するよう努める。</p> <p>(5) 区は、相手方に対し、積立金の使用について意見を述べる事ができるものとし、相手方は、区の意見を尊重するものとする。</p> <p>(6) 相手方は区に対し、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、積立金の使用時期、使用額、使用目的、その他の使用状況について、6か月ごとに書面により報告するものとする。ただし、上記期間を経過後も積立金が残存する場合、相手方は引き続き6か月ごとに、積立金の使用時期、使用額、使用目的、その他の使用状況について、区に対し書面により報告するものとする。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>議決が得られた際には、和解を成立させる。</p>

【別紙：これまでの経緯】

日付	経過
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 足立区公設民営保育園の管理運営経費については、指定管理者との協定に基づき私立保育園と同一の基準により支払っている。 2 執行残額が生じた場合は、管理業務運転資金として翌年度以降に繰り越すことができ、これを積立金として指定管理者が保有してきた。 3 指定管理者との協定書上、管理運営経費は公設民営保育園の管理運営業務以外に使用することができないことから、指定管理者は積立金を収益とすることができない。 4 しかし、区への積立金の返還等について定めがなく、取り扱いの不明確な積立金が積みあがる状況となった。 5 そのため、区は各指定管理者に対し、積立金のうち退職給付引当金や賞与引当金を控除した額について返還を求めるとともに、委託料の執行残額を指定管理者の収益とすることができる新たな年度協定書への移行を提案した。
令和2年 8月末まで	指定管理者13事業者のうち9事業者と積立金の一部返還及び新たな年度協定書の合意が成立した。
9月8日	区より社会福祉法人じろう会を含めた事業者(全4事業者)に対し、積立金返還に係る民事調停の申立てを実施
令和3年4月 ～ 令和4年3月	区より社会福祉法人じろう会に対し、年度協定書の案を送付するなど、締結に向けた協議を行うものの、法人からは請求書の送付にとどまり、年度協定書が締結できず、管理運営委託料の支出も行えず。
令和4年 1月25日	社会福祉法人じろう会との民事調停不成立（他2事業者については和解成立、1事業者については協議継続）
5月31日	令和3年度分の支払可能期限を過ぎたため、支払が不能となる。
6月	社会福祉法人じろう会を除いた残りの1事業者とも和解案がまとまり、和解が成立していないのは1法人のみとなる。
6月～9月	<p>区より社会福祉法人じろう会に対し、以下について再三にわたり求めるものの、委託料が支払われていないことを理由に拒否される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度からの新事業者に対する引継ぎ 2 令和3年度における足立区立新田さくら保育園の管理運営業務の履行状況に係る業務評価 <p>足立区立新田さくら保育園へ内定を出した児童について、委託料の支払を受けていないことを理由に受入れを拒否される。</p>
9月14日	区より社会福祉法人じろう会に対し、年度協定書の締結等を求める民事調停の申立てを実施（9月9日区長専決処分）
10月2日	足立区立新田さくら保育園保護者説明会を実施
10月19日	区議会において、専決処分について報告及び承認を受ける。
11月8日 ～ 12月22日	5回にわたり民事調停期日を設定して協議を実施し、和解内容についてまとまった。

第 3 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 2 8 日

件 名	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設運営課、子ども政策課、私立保育園課、 子ども施設入園課
内 容	<p>足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。</p> <p>※ 特定教育・保育施設とは 子ども・子育て支援新制度に則り、施設型給付費が支給される教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、認可保育所）</p> <p>※ 特定地域型保育事業とは 子ども・子育て支援新制度に則り、地域型保育給付費が支給される事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）</p> <p>1 改正理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴い規定を整備する必要があるため、条例の改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 懲戒権に関する規定の削除 児童虐待を正当化する口実に利用される恐れのある親権者・施設長等の懲戒権について、民法及び児童福祉法の規定が削除されたことに伴い、当該条例第 2 6 条「懲戒に係る権限の濫用禁止」を削除する。</p> <p>※ 親権者・施設長等の懲戒とは 一般に、子（児童）に問題行動等があった場合に、これを正すために厳しく説教をするなど一定の制裁を加えること。</p> <p>(2) その他 子ども・子育て支援法等の引用条項のずれ等、所要の規定の整備を行う。</p>
今後の方針	施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p>	<p>○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p>
<p>平成26年9月30日条例第55号</p>	<p>平成26年9月30日条例第55号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条—第3条）</p>	<p>第1章 総則（第1条—第3条）</p>
<p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p>	<p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p>
<p>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p>	<p>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p>
<p>第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p>	<p>第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p>
<p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p>	<p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p>
<p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p>	<p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p>
<p>第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p>	<p>第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p>
<p>第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p>	<p>第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p>
<p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p>	<p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p>
<p>第4章 事務の委任（第53条）</p>	<p>第4章 事務の委任（第53条）</p>
<p>付則</p>	<p>付則</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>第1条 省略</p>	<p>第1条 現行のとおり</p>
<p>（定義）</p>	<p>（定義）</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>（1）～（17）省略</p>	<p>（1）～（17）現行のとおり</p>
<p>（18）特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p>	<p>（18）特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p>
<p>（19）～（30）省略</p>	<p>（19）～（30）現行のとおり</p>
<p>第3条 省略</p>	<p>第3条 現行のとおり</p>
<p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p>	<p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p>

改正前	改正後
<p>第1節 利用定員に関する基準</p>	<p>第1節 利用定員に関する基準</p>
<p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数を20人以上とする。</p>	<p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 現行のとおり</p>
<p>第2節 運営に関する基準</p>	<p>第2節 運営に関する基準</p>
<p>第5条～第7条 省略 （受給資格等の確認）</p>	<p>第5条～第7条 現行のとおり （受給資格等の確認）</p>
<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u> </u>、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p>	<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて</u>、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p>
<p>第9条～第13条 省略 （施設型給付費等の額に係る通知等）</p>	<p>第9条～第13条 現行のとおり （施設型給付費等の額に係る通知等）</p>
<p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>	<p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 現行のとおり</p>
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p>
<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
<p>(1) 省略</p>	<p>(1) 現行のとおり</p>
<p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次</p>	<p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次</p>

改正前	改正後
<p>号及び第4号に掲げる事項 (3) 省略 2 省略 第16条～第25条 省略 <u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p>	<p>号及び第4号に掲げる事項 (3) 現行のとおり 2 現行のとおり 第16条～第25条 現行のとおり</p>
<p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。 <u>以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒 <u>に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></u></p>	<p>第26条 削除</p>
<p>第27条～第34条 省略 第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)</p>	<p>第27条～第34条 現行のとおり 第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)</p>
<p>第35条 省略 2 省略 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、<u>この章</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」</p>	<p>第35条 現行のとおり 2 現行のとおり 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と _____<u>、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」</u></p>

改正前	改正後
<p>とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、<u>この章</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と</p> <p>、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法</p>	<p>とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 現行のとおり</p> <p>2 現行のとおり</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、<u>前節</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同項第1号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法</p>

改正前	改正後
<p>第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。<u>付則第4条</u>において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>	<p>第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。<u>付則第3条</u>において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>
<p>2 省略</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 運営に関する基準</p>	<p>2 現行のとおり</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 運営に関する基準</p>
<p>第38条 省略</p> <p style="padding-left: 2em;">(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>第38条 現行のとおり</p> <p style="padding-left: 2em;">(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	<p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下<u>この節</u>について同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下<u>この章</u>について同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 現行のとおり</p>
<p>4 省略</p>	<p>4 現行のとおり</p>
<p>第40条～第41条 省略</p> <p style="padding-left: 2em;">(特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>第40条～第41条 現行のとおり</p> <p style="padding-left: 2em;">(特定教育・保育施設等との連携)</p>
<p>第42条 省略</p>	<p>第42条 現行のとおり</p>

改正前	改正後
2 省略	2 現行のとおり
3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、 <u>第1項本文</u> の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。	3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、 <u>第1項</u> の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
4 省略	4 現行のとおり
第43条～第50条 省略	第43条～第50条 現行のとおり
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)
第51条 省略	第51条 現行のとおり
2 省略	2 現行のとおり
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、 <u>この節</u> （第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る <u>第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下 <u>この節</u> において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、 <u>この章</u> （第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る <u>法第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下 <u>この章</u> において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い

改正前	改正後
<p>と認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（<u>法第13条第4項第3号ア又はイ</u>に掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 （特定利用地域型保育の基準）</p>	<p>と認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（<u>第13条第4項第3号ア又はイ</u>に掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 （特定利用地域型保育の基準）</p>
<p>第52条 省略</p>	<p>第52条 現行のとおり</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては<u>当該特別利用地域型保育の対象</u>となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、<u>当該特別利用地域型保育の対象</u>となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、<u>この節</u>の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、<u>この章</u>の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育</p>

改正前	改正後
<p>の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第4章 事務の委任</p> <p>第53条 省略</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第4条 省略</p>	<p>の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第4章 事務の委任</p> <p>第53条 現行のとおり</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第4条 現行のとおり</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

第 3 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 2 月 2 8 日

件 名	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課
内 容	<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。</p> <p>1 改正理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い規定を整備する必要があるため、条例の改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 安全計画の策定</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 家庭的保育事業者等は、事業所ごとに安全確保を図るため、利用乳幼児に対する指導、職員の研修及び訓練等について、新たに計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。また、利用乳幼児の保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。</p> <p>(2) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準 家庭的保育事業者等は、併設する社会福祉施設等で、その行う保育に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることができる。</p> <p>(3) 懲戒権に関する規定の削除 児童虐待を正当化する口実に利用される恐れのある親権者・施設長等の懲戒権について、民法及び児童福祉法の規定が削除されたことに伴い、当該条例第 1 3 条「懲戒に係る権限の濫用禁止」を削除する。</p> <p>※ 親権者・施設長等の懲戒とは 一般に、子（児童）に問題行動等があった場合に、これを正すために厳しく説教をするなど一定の制裁を加えること。</p> <p>(4) 衛生管理等 家庭的保育事業者等は、感染症又は食中毒が発生、まん延しないよう、職員に対し予防及び研修並びに訓練を定期的実施するよう具体的な内容へ改正する。</p>
今後の方針	施行年月日 令和 5 年 4 月 1 日

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第54号</p>	<p>○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第54号</p>
<p>第1条～第5条 (略) (保育所等の連携)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (保育所等の連携)</p>
<p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>

改正前	改正後
<p><u>は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> (衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければ</u>ならない。 3～5 (略) 第15条～第49条 (略)</p>	<p>(衛生管理等) 第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。 3～5 (略) 第15条～第49条 (略) <u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>